

○財務省告示第三百十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十四年八月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月十九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第二十一回）
二	発行の根拠	平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二條第一項
三	発行方法	郵政事業庁長官による国債の募 集の取扱い及び取得による発行 額
四	発行金額	三百三十億円
五	払込金額	三百三十億三千九百六十万円
六	種類	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種
七	発行の価格	平成十四年八月二十日
八	募集の価格	額面金額百円につき百円十二 銭
九	利率	年〇・四パーセント
十	経過利率の 払込み	(一) 郵政事業庁長官は、払込金額 に加え、次の算式により算出 した金額を第十七号に規定す る期日に払い込むものとす る。 $\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{61}{365}$

(二) 次に掲げる国債については、
 前記(一)の算式により算出した
 金額から当該金額に百分の二
 十を乗じた金額（ただし、次

十一 初期利子

期が銀行休業日に当たるとき
 た金額を支払う。ただし、支出し
 期と、次の算式により算出し
 平成十四年十二月二十日を以て
 件を満たすものを除く。要
 する利子の非課税に係る規定
 は第九條の第三項に規定
 條の二、第四條の三若し第四
 税特別措置法第四條、第四
 第百七十六條第一項又は租
 第十條、第十一條若しくは
 発行時に於いて、所得税法
 は一括登録されないもの。又
 ハに混蔵寄託されるもの。
 子に係る所得税が源泉徴収
 される一括登録に係る口座
 ロに発行時に於いて、その利
 り登録されるもの。
 泉徴収される者の記名によ
 債の利子に係る所得税が源
 以下同じ。がされてゐる国
 いう。以下同じ。を除く。
 二号に規定する一括登録を
 大蔵省令第四号第二條第
 閣する省令（昭和五十五年
 包括登録（国債の一括登録に
 イが発行時において、登録一
 こができる。を控除する税
 率を乗じた金額を除外する
 人が適用を受ける所得の税
 額に該非居住者又は外国法
 記（^ハ）の算式により算出した金
 外国法人である場合、又は
 て取得する者が非居住者、又
 掲げる国債を発行時におい
 に取得する者が非居住者、又

は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二	第二期以後の利子	毎年の六月二十日及び十二月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成十九年六月二十日
十三	償還期限	額面金額百円につき百円	
十四	償還金額	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局	
十六	募集期間	平成十四年八月六日から平成十四年八月四日まで	
十七	払込期日	平成十四年八月二十日	